

平成24年度版

子どもたちが安心して活動できる 学校であるために

群馬県小学校長会
群馬県中学校長会
小・中学校長会倫理委員会

1 はじめに

子どもたちが安心して活動できる学校であるためには、教職員が高い使命感をもち、誇りと情熱をもって教育できる職場環境づくりを最優先し、信頼される学校づくりに努めなければならない。そこで、小・中学校長会倫理委員会では現状に鑑み、教職員の倫理に関する諸問題とその対策について鋭意検討を重ねてきた。

また、群馬県教育委員会では、「群馬県教育委員会懲戒処分指針」及び「群馬県教育委員会の懲戒処分に関する公表基準」に基づき、教職員による非違行為の未然防止、及び綱紀の一層の保持を厳しく促している。

そこで、各小・中学校において、校長自らが倫理意識を一層高めるとともに、校長が教職員に対して啓発を行う際、このリーフレットを指導の手引きとして積極的に活用することを願っている。

2 教職員の望ましいあり方

○ 教職員が職責を自覚し自己研鑽できるように努める

義務教育の目的は、社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことであり、教職員の使命は調和のとれた教育を実現することである。そのために、教職員は児童生徒や保護者はもとより、広く社会から尊敬され、信頼される資質を持つことが必要である。

校長は自ら「教育に対する強い情熱」「教職の専門家としての確かな力量」「総合的な人間力」を高めるとともに、教職員が職責を自覚し自己研鑽できるように努める。

○ 教職員の使命感・倫理意識を高める

校長は、日頃から社会常識や社会性を踏まえて行動することを教職員に指導する。具体的には自己の勝手な都合や甘えとも思われるような勤務態度や、学校教育を担う自覚や使命感の欠如、立場を忘れた軽薄な行動に出たりすることがないように日常の観察をしっかりと行う。また、非常識な言動や熱意を感じない指導で、児童生徒はもとより保護者や地域の信頼を損なうことがないように、校内研修や職員会議などを通して、教職員全体に使命感・倫理意識が高まるように努める。

○ 社会の変化や教育改革に対応できる教職員の育成に努める

社会が激しく変化する中で、教育改革諸施策も次々と打ち出されている。多様化する児童生徒、複雑化する業務、厳しい社会評価など勤務環境が大きく変化している。

校長は、こうした状況に正面から向き合い、積極的に教職員への指導・助言に取り組み、心身が安定した状態で職務に精励できる勤務環境づくりと社会の変化や教育改革に柔軟に対応できる教職員の育成に努める。

3 具体的方策

(1) 不適切な行為の防止

【人権侵害の防止】

- ・ 教職員の人権意識を高め、いじめをしない、許さない学校づくりに努める。
- 学級経営の充実に向けて(平成22年12月群馬県教育委員会)
「学級経営の充実に向けての7つのポイント」
①児童生徒の実態把握②魅力ある学級づくり③よりよい人間関係づくり④規範意識を高める指導
⑤分かる授業・楽しい授業の展開⑥開かれた学校づくり⑦保護者との連携・協力
- 教師が知っておきたい子どもの自殺予防(平成21年3月文部科学省)
- ・ 児童生徒の人権に配慮した言葉遣いや態度などを心がけ、誤解を与えるような言動がないように指導する。
- ・ 職権や立場を用いて行う嫌がらせ等の防止に努め、校内の望ましい教育環境を整える。

【体罰の根絶】

- ・ 体罰は、絶対に許されない行為であることを具体的・継続的に指導する。

【性的問題の未然防止】

- ・ 勤務時間の内外を問わず、わいせつ行為、セクハラ等の防止に向けて、きめ細かな指導をする。

(2) 交通違反・事故の防止

【飲酒運転の絶滅】

- ・ 「飲んだら乗るな・乗るなら飲むな」の徹底に努め、飲酒後は車両の運転を絶対しないよう指導する。
- ・ 翌朝までアルコールが残り、飲酒運転・酒気帯び運転となるような飲酒をしないよう指導する。

【速度違反・交通事故の絶滅】

- ・ 交通ルールを遵守し、時間的・精神的な余裕をもって運転するよう日常的に指導する。

(3) 学校の危機管理

【児童生徒の安全確保】

- ・ 児童生徒の安全管理について、日常の指導態勢・緊急時の指導体制を整え機能するように努める。
- ・ 防災マニュアルを見直し、防災教育の充実・徹底に努める。
- ・ 家庭や地域住民、警察等の関係諸機関と連携・協力し、地域ぐるみの安全施策の実施に努める。

【施設・設備等の安全管理】

- ・ 定期的及び適時の点検を実施し、危険箇所の早期発見・早期処置に努め、事故防止の徹底を図る。

【公簿・金銭等の指導・管理】

- ・ 公簿の作成、学校備品の活用と管理、公金や私金の管理等に関する教職員の意識を高める。
- ・ 公簿・公金の適切な処理・管理について指導の徹底を図るとともに、会計簿・預金通帳等の複数での点検・確認を実施する。

【個人情報の保護】

- ・ 個人情報に関する申し合わせ事項をまとめるなどして、個人情報保護に対する教職員の意識を高めるとともに、個人情報の取り扱いについて共通理解を図る。
- ・ 電子情報を含む個人情報を学校外へ持ち出すことは原則禁止とし、緊急やむを得ず持ち出す場合には、情報管理者の許可を得るなどのルールを明確化し、漏えい等(データの滅失、き損など)への防止対策を徹底する。

【薬品や危険物等の管理】

- ・ 薬品、石油、ガスボンベ等危険物の管理・保管及び廃棄についての徹底した指導に努める。
- ・ 保管庫、棚等の整理整頓に努めるとともに、定期点検を行い、事故防止に努める。

(4) 心身の健康保持

【良好な勤務環境とメンタルヘルス保持】

- ・ 良好な職場の人間関係を作るなど勤務環境を向上させることにより、職場におけるストレス要因の軽減・除去への配慮を怠らず、個々の職員の心身の健康の増進を図る。
- ・ 心が不健康な状態になったときには、遅刻や早退が多くなる、仕事が手に付かない、単純なミスが目立つ、的を射ない発言をするなど、日常と異なる言動が見られることが多い。早期発見に関する知識等を深め、職員の言動の変化を早期に把握する。

(5) 日常の人事管理

- ・ 服務規律に関する校内倫理委員会の活用を図る。
- ・ 出勤、退勤、校務分掌、事務処理等、勤務状況の把握と指導に努める。
- ・ 授業内容、工夫、熱意等、日常の授業実践の把握と助言に努める。
- ・ 社会性、協調性等、人間関係に関する実態把握と助言に努める。
- ・ 健康状況、家庭状況等の把握と助言に努める。
- ・ 保護者や来校者、また地域との対応において、信頼される言動に努める。
- ・ 携帯電話やパソコン（インターネット）の適正な使用の指導に努める。

4 問題発生時の対応

問題発生は学校の危機であり、迅速かつ適切に対応することで、学校への信頼関係を維持するように努める。

<問題の発生>	<対 応>
校長・教頭←状況報告 ↓	○管理職を情報の窓口として一元的に対応する。
①事実の把握→【緊急対策委員会】 情報の収集 (関係職員) ↓	○問題の程度が深刻な場合は、ただちに緊急対策委員会を開く。 ○問題の状況を精査し、事実を正確に記録する。
②判断・指示・役割分担の決定 *組織的な対応 → 当事者 (臨時職員会議) (個別に対応) *教育委員会へ報告 *外部(関係機関、報道等) との連携・対応 *全校集会 ↓	○当事者への個別対応に重点をおく。 ○教育委員会へ報告する。 ○報道等への対応は、管理職を窓口として一本化する。 ○必要に応じて、全校集会や学年集会などを開いて対応する。 児童生徒の心のケアにも取り組む。
③説明 *PTA役員会 *緊急保護者会(保護者・ 地域の関係者) ↓	○問題についてPTA役員会等へ報告・事情説明をする。 ○必要に応じて緊急保護者会の開催などを協議する。
④指導体制の見直し→教育委員会 (報告) ↓	○職員会議で、問題についての反省や指導体制の見直しについて協議する。 ○経過については、時系列に沿って適宜、教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。
⑤再発防止	○学校の対応を反省し、改善すべき点を引き継ぎ、再発防止に取り組む。

5 チェックリスト

不適切な行為の防止	☐ 教職員は教育公務員としてふさわしい見識と品位を保持する努力をしているか。 ☐ 人権尊重の精神を基盤とし、教職員による体罰・暴言などを看過しない校内体制ができているか。 ☐ 勤務時間の内外を問わず、暴力行為、わいせつ行為、セクハラ等の防止に努めているか。 ☐ 酒席での言動や金銭上の誤解や疑惑をもたれないよう教職員に指導しているか。
交通違反・事故の防止	☐ 交通ルール遵守の意識を教職員一人一人に徹底しているか。 ☐ 飲酒・酒気帯び運転絶滅に対する意識を教職員一人一人に徹底しているか。 ☐ スピード違反や交通事故を起こした場合、管理職への報告義務があることを全教職員に認識させているか。 ☐ 事故の相手への対応は適切に行われているか。
学校の危機管理	☐ 児童生徒間のいじめや暴力行為を早期発見できる校内体制づくりに努めているか。 ☐ 安全管理について、日常の指導態勢と緊急時のマニュアルができているか。 ☐ 防災マニュアルの見直し、防災教育の充実に努めているか。 ☐ 必要な情報が正確・迅速に管理職及び全職員に伝達される校内体制ができているか。 ☐ 家庭、地域諸団体と連携・協力し、安全施策を実施しているか。 ☐ 施設設備の日常点検、危険箇所の発見、応急措置の校内体制ができているか。 ☐ 経理事務の適正化と複数での校内チェック体制ができているか。 ☐ 個人情報保護に関する共通理解を図るとともに、事故防止の徹底に努めているか。 ☐ インターネットの利用やUSBメモリ等の紛失・盗難による個人情報の流出防止に配慮した情報管理はできているか。 ☐ 公文書の持ち出し禁止等、適正な扱いが徹底しているか。 ☐ 学年だよりや各種広報などにおいて、外部への発行物の内容の適否や差別用語の有無など事前指導・点検はできているか。 ☐ 薬品や危険物等の保管・管理及び不要になったものの処理は適切に行われているか。 ☐ 保護者や地域からの要望等に対して、誠意ある対応ができているか。
心身の健康保持	☐ 教職員が仕事上の悩み等を気軽に相談し、支え合う雰囲気醸成されているか。 ☐ 教職員の参画意識・志気の高揚に配慮した職場づくりに努めているか。 ☐ 学校業務の改善や部活動の適正化を図ることにより、教職員の多忙感の解消に努め、教職員の健康の保持増進に配慮しているか。
日常の人事管理	☐ 教職員に服務規律を遵守させるため、校内倫理委員会を機能させているか。 ☐ 日常的に校内巡視や授業を参観するなど、教職員の教育実践の把握と助言に努めているか。 ☐ 休憩時間の確保を工夫するなど、潤いのある職場づくりに努めているか。 ☐ 遅刻、無断欠勤、無断外出、勤務時間終了前の帰宅、勤務時間中の職務以外の活動の厳禁等、勤務時間管理が適正に行われているか。 ☐ 休暇・職免・出張・研修等の届けや承認申請の手続きが適切になされているか。 ☐ 報告書・復命書の提出など必要となる事後処理は確実にできているか。 ☐ 特定の教職員に仕事が偏るなど過重負担にならない配慮をしているか。 ☐ 不公平感を抱かせないような教職員への接し方に配慮しているか。 ☐ 産休、育休、病休等で、現在は学校に勤務していない教職員を含め一人一人の特性、健康状態、家庭状況等を把握し、適切に対処しているか。

(平成24年3月 小・中学校校長会倫理委員会)